

株式会社 北越銀行

子育てサポート企業として認定

一次世代育成支援対策推進法に基づく「プラチナくるみん」マークを取得

新潟県内第5号！！

株式会社 北越銀行

所在地：長岡市
事業内容：金融業
労働者数：約2,000人



●行動計画

- 1 計画期間 平成27年4月1日～平成31年3月31日
- 2 行動計画の内容
 - ① 男性の育児参加を促進する
 - ・配偶者出産休暇を新設する。
 - ② 女性の活躍の場を広げる
 - ・従業員に対し、育児に関する諸制度を周知する。
 - ・研修制度を拡充し、職域を広げる。
 - ③ 年次有給休暇の取得促進
 - ・休暇制度を見直し、制度の新設・拡充を検討する。
 - ④ 計画期間を通して、時間外勤務を削減するための施策に継続的に取り組む
 - ・特別運動の継続実施の他、本部ニュース等により、周知・啓蒙を図る。

●行動計画の取組内容

- ① 平成28年4月1日に「配偶者出産休暇」を新設した。
- ② 通達において、育児に関する諸制度一覧を掲示し、就業継続をサポートする仕組みの周知を図った。

また、女性担当者が少ない融資分野において「女性のための融資研修」を実施した結果、融資業務を行う女性行員が増加している。
- ③ 平成28年4月1日に「健康管理休暇」を新設した。
- ④ 計画期間を通して、「ワークライフバランス推進運動」を継続実施した結果、行員一人あたりの平均総労働時間数が削減した。

プラチナくるみん認定基準



1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
3. 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
4. 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。
5. 計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が13%以上であること。
または男性労働者のうち育児休業等を取得した者および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて30%以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。
＜労働者が300人以下の企業の特例＞
上記5. を満たさない場合でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。
①計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいる。(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)
②計画期間内に、中学校卒業前の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいる。
③計画期間とその開始前一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が13%以上である。
④計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいる。
6. 計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であること。
＜労働者が300人以下の企業の特例＞
上記6. を満たさない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であれば基準を満たす。
7. 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。
8. 次の①と②のいずれも満たしていること。
①フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満。
②月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。
9. 次の①～③をすべて実施しており、①または②のうち、少なくともいずれか一方について、定量的な目標を定めて実施し、その目標を達成したこと。
① 所定外労働の削減のための措置
② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
③その他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
10. 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。
(1) 子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職している者の割合が90%以上であること。
(2) 子を出産した女性労働者および子を出産する予定であったが退職した女性労働者の合計数のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職している者の割合が55%以上であること。
＜労働者が300人以下の企業の特例＞
上記10. を満たさない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算しときに、上記の(1)が90%以上または(2)が55%以上であれば、基準を満たします。
11. 育児休業等をし、または育児休業を行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるような能力の向上またはキャリア形成の支援のための取組にかかる計画を策定し、実施していること。
12. 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。